

令和5年10月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月10日（火） 午後1時30分から午後2時5分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（7名）。
会 長 1 番 有働憲一
会長代理者 2 番 金栗孝義
委 員 4 番 菊川俊二 7 番 高木修治 8 番 池田弘昭 9 番 山崎照代
10 番 中畑昇
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（4名）。
3 番 猪口琢真 5 番 吉田広志 6 番 本山圭司 11 番 池田勝美
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（13名）。
江上幸一 樋口哲男 上田憲一 前淵慎一郎 大城戸一義 深草哲夫 山下栄次
浦部俊一 井島武士 牛島宣雄 有富博明 落合修 吉永剛
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（4名）。
福山修 中嶋孝 竹下孝昭 石原寛之
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 中途解約通知書について
 - 6 そ の 他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 池上 圭造（兼庶務係長）
主事 泉 光星
会計年度任用職員 中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局	池上	1 開会 定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。 まず、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。 「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から、令和5年10月和水町農業委員会総会を開会します。 2 会議成立宣言 本日は、農業委員11名中7名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。 3 会長挨拶 有働会長、挨拶をお願いします。
会長	有働	みなさん、改めまして、「こんにちは。」 本日は、10月の総会ということで、農業をされている皆さんにとっては、大変忙しい中での出席だと思います。 農業委員会では、9月下旬から農地パトロールを始めました。皆さんには、大変お世話になっています。これから三加和地区のパトロールとなりますが、担当される方、よろしくお願いします。 今日の総会、議事の審議方、よろしくお願いします。 本日は、総会、お疲れさまです。
事務局	池上	有働会長、ありがとうございました。 会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。
議長	有働	4 議事録署名人の指名 本日の議事録署名委員は、10番中畑委員と2番金栗委員をお願いします。 それでは、議事に入ります。 5 議事 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件について、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定の許可申請が1件提出されています。 貸渡人、借受人、土地の所在地等については、議案の1ページをご覧ください。 賃貸借権設定の整理番号1 久井原の貸渡人から原口の借受人へ（賃貸借） この案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。 議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 議案第1号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第 1 号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請が 2 件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案の 2 ページをご覧ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号 1 農家住宅（所有権移転）

広島県三原市の譲渡人から久井原の譲受人へ、農家住宅用地として売買するものです。

申請地は、久井原地区内の丘陵地帯に位置し、周囲を住宅が立ち並ぶ地域の一角となっていました。

申請地の隣には、既に譲受人が購入済の住宅が存在していますが、その住宅が手狭のため、離れ建築用地として申請地を購入されるものです。

同地区は下水道・上水道共に整備されており、計画では接続するのみとなっています。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第 2 種農地」に該当しますが、現在の住宅地を拡張する形での転用となりますので、代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和 6 年 10 月末日までに完成予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に連続した農地はなく、平屋建ての住宅であるため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

続いて、整理番号 2 について説明します。

整理番号 2 農家住宅（所有権移転）

原口の譲渡人から山鹿市の譲受人へ、農家住宅用地として売買するものです。

申請地は、原口地区内の住宅地の一角をなした畑地で、周囲は個人住宅が存在していました。

同地区は下水道・上水道共に整備されており、計画では接続するのみとなっています。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ということで「第 1 種農地」に該当しますが、集落に接続して設置され、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和 6 年 4 月末日までに完成予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。
「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、この売買により、申請地に隣接する畑への出入り口がなくなるわけですが、譲受人から隣接する畑の所有者である譲渡人に対して、「農作業等での畑への出入りについては、自宅出入り口から畑へ通じる部分を車両等通路として確保するため、これを自由に利用して通行してかまわない。」という旨の「承諾書」を交付してあります。これにより、隣接する畑への出入り口の問題は、解消したものと考えます。その他、日照、通風などについても周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
議案第2号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
初めに整理番号1について、7番高木委員の報告をお願いします。

7番 高木委員

整理番号1について、7番高木が報告します。
9月28日の午前9時に、私と深草推進委員、事務局員で現地確認を行いました。
申請地は、久井原地区内の丘陵地帯に存在していました。
譲受人が購入済みの建物が隣接しており、その家庭菜園的に申請地は使用されていました。申請地に隣接する町道までは、高低差が4メートルほどあり、周囲の田畑とは隔離されている状態でした。
生活用雑排水については、既設の合併浄化槽により浄化処理後、浄化水を町道側溝に接続を計画されていました。雨水については自然浸透とし、余水については既存の排水路へ接続されることを計画されていました。
申請地は住宅に隣接し、周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

続いて整理番号2について、4番菊川委員の報告をお願いします。

4番 菊川委員

整理番号2について、4番菊川が報告します。
9月28日の午前11時に、私と樋口推進委員、事務局員で現地確認を行いました。
申請地は、原口地区内の住宅街の一角をなした畑地で、周囲は個人住宅が存在していました。
以前は桑畑として活用されていましたが、需要の減少により除草作業をするのが精いっぱいという状態で、管理されていました。
周囲は段々畑となっており、大きな作業機械が往来するのも大変な状態でした。
排水については町下水道へ接続を計画されていました。雨水については自然浸透と余水については既存の排水路へ接続されることを計画されていました。
申請地は既存の個人住宅に隣接しており、周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。
ただ、隣地である畑への進入路がなくなるため、申請地への進入路と共有するのか、それとも新たに進入路を作るのか、確認するように事務局員に指示しました。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第2号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

		———— 「異議なし」の声 ————
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
		———— 全員挙手 ————
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。 次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第3号「農用地利用集積計画について」 この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案の3ページから6ページをご覧ください。 3ページから5ページまでが、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の案件になります。農用地利用集積計画書によりますと、12件中、新規設定が1件、再設定が11件となっています。 6ページは、売買による農用地利用集積計画の所有権移転の案件になります。件数は1件です。 これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。 議案第3号にかかる事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 議案第3号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。
		———— 「異議なし」の声 ————
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
		———— 全員挙手 ————
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。 これで、すべての議事は終了しました。 他に、各委員の皆様から何かご意見、質問等はありませんか。
		———— 意見・質問等なし ————
議長	有働	無いようですので、報告案件に移ります。 報告第1号について、事務局から報告をお願いします。
事務局	泉	報告第1号「中途解約通知書について」 農地の賃貸借権の中途解約が2件ありました。貸し手、借り手双方合意による解約です。

		通知者及び土地の所在地等については、総会資料の７ページをご覧ください。 以上で、報告を終わります。
議長	有働	本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。 他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
９番	池田委員	９番池田です。会長にお尋ねします。 近くに４町ほど米を作っている農家の方がいますが、「後、数年したら農業をやめたいが、誰か一括して借りてくれる人はいないか。」との相談を受けました。 若い人や近所の農家の人に聞いてみましたが、借り手が見つからない状況です。 広く農地を賃借している農業法人のことを聞いていますが、会長、何かご存じですか。
議長	有働	食品会社の原料として大豆を、その農業法人が栽培されているようです。今年も農地を賃借され、作付けされた大豆も立派に成長しているようです。 大豆には猪も来るようで、電柵とかの対応も必要みたいです。 湿田は適さないようなので、作付け・収穫などの条件に合うかどうか、畦畔の草取りはどうするのかなど、現地を見てから相談されたいと思います。 その時がきたら、農業委員会から当該農業法人に連絡を取ってもいいかなと思います。
９番	池田委員	先方が現地を見てから条件に合うかどうか判断されるわけですね。 相談された農家の方も、農業ができなくなった後の農地や畦畔の維持や草取りなど心配されているようでした。 また、改めまして相談の連絡をしますので、よろしくお願いします。
議長	有働	他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。 ——— 意見・質問等なし ———
議長	有働	無いようですので進行を事務局へお返しします。
事務局	池上	有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。 ６ その他（連絡事項） 総会資料の８ページをご覧ください 事務局から、事務連絡。 ７ 閉会 ご起立をお願いします。 これをもって、令和５年１０月和水町農業委員会総会を閉会します。 お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 2 番 _____

署 名 委 員 1 0 番 _____

議事録調製者 池上 圭造
本誌（表紙除く） 7 頁